

近江八幡八日市都市計画事業能登川駅西土地区画整理事業 施行に関する条例を廃止する条例の制定について

近江八幡八日市都市計画事業能登川駅西土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

平成 31 年 2 月 25 日提出

東近江市長 小椋正清

近江八幡八日市都市計画事業能登川駅西土地区画整理事業 施行に関する条例を廃止する条例

近江八幡八日市都市計画事業能登川駅西土地区画整理事業施行に関する条例（平成 17 年東近江市条例第 298 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。